

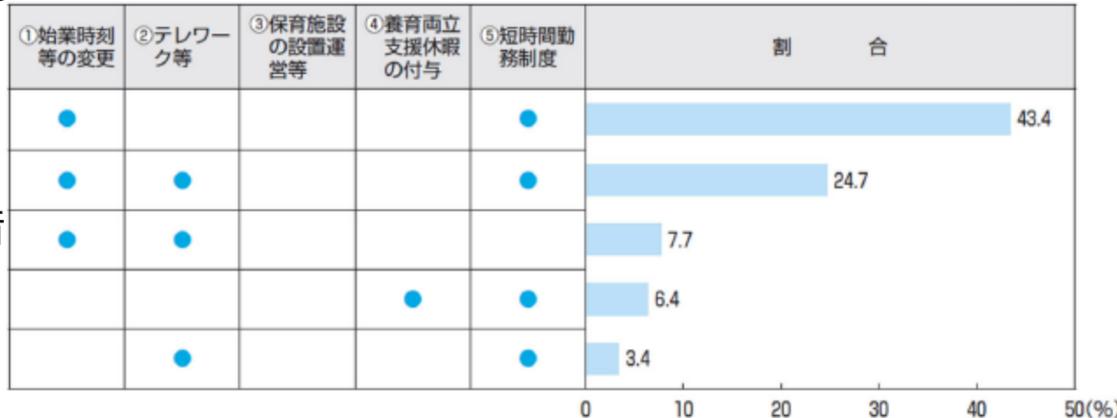
= 2025年10月育児介護休業法改正の企業対応 =

今年4月と10月に育児介護休業法が段階的に改正となります。10月改正においては、「柔軟な働き方の措置」として、事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、以下5つの選択肢の中から2つ以上の措置を講ずる必要があります。

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

民間調査機関の一般財団法人 労務行政研究所様では、改正育児・介護休業法への企業の対応状況について、2025年4月7～18日にアンケートを実施されました。ポイントとなる一部を引用致します(2025年7月3発行P4より)。調査時点(25年4月)で、五つの措置の中から二つ以上の措置を選択して講じる対応状況を尋ねたところ、「既に実施している」が55.2%、「実施する措置が決定しており、今後実施予定」が16.6%と、**約7割の企業は調査時点で措置を決定していた。**

これらの企業に対し、五つの措置のうち、どの措置を選択しているかを尋ねた(複数回答)。実施する措置の組み合わせでは、「**①始業時刻等の変更**」と「**⑤短時間勤務制度**」の二つを選択するパターンが全体の約4割を占め、これら二つの措置に「**②テレワーク等**」を加えた三つの措置を選択するパターンが24.7%で続く。上位2パターンで全体の7割弱を占める結果となった。



事業主は、子が3歳になるまでの適切な時期に、柔軟な働き方を実現するための措置の内容等について、従業員に個別の周知と意向の確認を行う必要があります。10月からの法改正に備えて、実施する措置の内容について検討を進めましょう。



= 協会けんぽより資格確認書が送付されます =

今年の12月2日から、健康保険証は使えなくなるのですよね？今後はどのように医療機関等を受診するのでしょうか。

1



マイナ保険証を持っている方はマイナ保険証を利用して、医療機関等を受診します。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書が必要となります。協会けんぽより、マイナ保険証をお持ちでない方に資格確認書が被保険者住所に送付されます。



保険証が発行されていた方で

マイナ保険証をお持ちでない方



2



送付対象者はどのような方になりますか？
またいつ頃、送付されるのでしょうか？

3



送付対象者 令和6年11月29日までに加入された方のうち、令和7年4月末時点でマイナ保険証を持ってない方

送付方法 被保険者住所に送付(特定記録)
不在となった場合は、事業所へ再送付

送付時期は、令和7年7月～令和7年10月の予定で、都道府県支部ごとに順次送付されます。対象者がいる事業所には、「対象者一覧表」が事前に送付されます。宛先不明等で被保険者住所に送付できなかった場合、対象者の資格確認書は事業所へ配付されますので、従業員の方へ配付をお願いします。

資格確認書は当協会にご加入の都道府県支部ごとに以下のとおり順次送付します。

- 令和7年7月～
- 令和7年8月～
- 令和7年9月～
- 令和7年10月～

※詳細な送付時期はホームページをご確認ください。



4



「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「sr-toiawase@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階 TEL :06-6868-1177
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健 Mail :
執筆担当者:労務チーム 友田美津子 sr-toiawase@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日:2025.7.16